

あなたの決算“確定申告”

確定申告では、あなたの一年間において生じた収入をもとに、所得金額と税額を計算し、税額を申告納付します。個人事業者の方はもちろんですが、サラリーマンであるあなたも確定申告が必要となる場合や、確定申告を行うことにより納付した税金取り戻すことができる可能性があります。

下記の項目に、心あたりはありませんか？

確定申告が必要な人

- 給与収入が2,000万円を超えている
- 2か所以上から給与をもらっている
- 会社からもらう給与・退職金以外に20万円を超える他の所得がある
(不動産所得、事業所得、譲渡所得等…)
- 自分で事業を営んでいる
- 所得税の源泉徴収をされていない
- 同族会社の役員やその親族で会社から給与のほかに利子・家賃を受け取っている
- 災害等によって源泉の猶予や還付を受けた
- 退職金の支払を受ける際、「受給に関する申告書」を提出しなかった

- ◆ 株式配当・原稿料収入等から源泉徴収された税金が本来納付すべき税金より多い
- ◆ 年末調整を受けたサラリーマンで、昨年本人や家族が入院、手術等のため高額な医療費の支払いを行った
- ◆ 不動産の売却により損失を計上した。
- ◆ 年末調整を受けたサラリーマンで特定の寄付をした
- ◆ サラリーマンで平成21年中にローンで住宅を取得した
- ◆ 年末調整時に配偶者控除や生命保険控除の漏れがあった

確定申告で還付が期待できる人

十分な対策を取るために、お早目の御相談をお勧めいたします!!

ご相談ください

確定申告時によくある質問 ベスト3
税制のお知らせ ~ 平成21年編 ~

あなたの申告書は届きましたか??

1 前年の所得金額が2000万円を超えている場合、確定申告に何か必要がありますか？

儲かってしまった資産家のあなた

⇒ 該当する方は、確定申告にあたり「財産及び債務の明細書」の添付が必要です。

相続税の対策として贈与を受けた

2

親から資産を譲り受けました。贈与税の対象になりますか？

⇒ 1年間にもらった財産の合計額が110万円以下であれば贈与税はかかりません。※ 確定申告は不要です。

3

株の売買により損失が生じた場合、確定申告することでなにか変わりますか？

前年の配当所得は、特定口座で通算できない

⇒ その損失を翌年以後3年間にわたり上場株式等の譲渡所得から控除できます。
※ 取引がない年度も最初の損失から連続して確定申告する必要があります。
※ 配当所得との通算については、本年度分は特定口座を選択している場合であっても確定申告をする必要があります。(特定口座での損益通算は、平成22年分より可能です)

税制改正の影響

平成21年分の税制改正では所得税の目立った改正は少なかったのですが、平成19年以前に改正されたもので、平成20年分以後、適用される制度の確認が必要です。(減価償却、リース取引、住宅ローン控除...等)